

## 仕様書

- ・この仕様書は企画提案書作成用である。
- ・企画提案競技後、埼玉県は契約候補者と協議を行い、協議が整った場合は仕様書を契約候補者の企画提案内容に合わせ修正のうえ契約を締結する。

### 1 委託事業名

「すぽったま！」における試合観戦促進コンテンツ制作等業務

### 2 契約期間

契約締結日から令和9年3月19日（金）まで

### 3 事業趣旨・目的

埼玉県には、数多くのプロ・トップスポーツチームがあることから、これらのチームの情報を発信する機能を持ったWEBアプリ「すぽったま！」を運用することにより、県内外の人々のスポーツへの興味・関心の醸成を図っている。

本業務は、「すぽったま！」上におけるコンテンツの企画・制作・発信について、新たな視点や手法を取り入れることにより、スポーツへの興味・関心をさらに向上させるとともに、現地観戦の促進及びスポーツを通じた地域活性化に寄与することを目的とする。

現在、「すぽったま！」においては、独自コンテンツとして選手インタビュー記事を中心とした特集記事を掲載し、競技の魅力や選手の人柄、現地観戦の魅力を発信している一方、同様の形式や切り口の継続のみでは、コンテンツの陳腐化を招くおそれがあるため、従来の形式に捉われない自由な発想に基づくコンテンツを企画・制作し、「すぽったま！」の新たな魅力創出につなげる。

また、スポーツ観戦は単なる試合観戦にとどまらず、スタジアム・アリーナ周辺地域への来訪や滞在を伴う行動であり、特に、試合観戦とあわせて地域の飲食店や娯楽施設、商業施設等を利用する行動は、観戦体験の満足度向上のみならず、地域活性化に資する重要な要素である。チームゆかりのスポット情報を発信し、それらスポットとコラボレーションした企画を実施することで、観戦を起点とした地域の消費拡大を図る。

### 4 委託内容

#### (1) チーム、選手、ファンにゆかりのあるスポット情報

チームや選手、ファンにゆかりのあるスポットの情報を、平均して月に1本以上掲載すること。

掲載様式は、「すぽったま！」上に掲載している飲食店情報と同じにすること。

<https://spottama.pref.saitama.lg.jp/gourmet/>

その掲載するスポットの選定、調整、掲載する記事の作成を行うこと。内容に応じた写真等を適切に配置すること。

記事の内容については受託者が取材先等の関係者へ確認を依頼し、了解を得た上で委託者に提出すること。また、委託者から修正の指示があった場合、受託者は必要な修正を行うこと。修正等が反映された確定版の記事について、「すぽったま！」WEB ページ簡易更新システム（CMS）を用いてWEB ページを作成することにより納品すること。

なお、掲載するスポットは委託者と協議のうえ決定すること。

#### イ アで掲載したスポット又は既掲載の飲食店と連携した企画の実施

「すぽったま！」の認知度向上を目的として、「すぽったま！」とのコラボレーション企画を提案すること。

実施にあたっては、委託者と協議のうえ実施すること。

### (2) 特集コンテンツの企画及び制作

「すぽったま！」の認知度向上及び現地試合観戦を促すための効果的な特集コンテンツを作成し、「すぽったま！」上に掲載し、公開すること。

コンテンツの種類は問わない。利用者の興味を喚起するような複数のテーマを設定し、効果的な手法を提案し、委託者と協議のうえ実施すること。

#### ア テーマ設定

「すぽったま！」の認知度向上及び現地試合観戦を促すためのテーマを設定すること。ただし、以下のテーマは設定すること。

- ・女子スポーツの振興
- ・国際試合

また、令和7年度までに特集記事で取り上げたことがない参加チームは、積極的に取り上げること。

#### イ コンテンツ制作

認知度向上及び現地試合観戦を促すための効果的なコンテンツを制作すること。取材を行う場合、事前に取材先候補への依頼、取材の内容および日程等の調整を行うこと。

なお、取材は委託者の同行を原則とするが、同行に要する交通費等は受託者の負担としない。

また、取材先に対して、コンテンツ案の確認、写真使用の許諾依頼等、必要な

事後連絡まで行うこと。

コンテンツは受託者が取材先等の関係者へ確認を依頼し、了解を得た上で委託者に提出すること。また、委託者から修正の指示があった場合、受託者は必要な修正を行うこと。修正等が反映された確定版のコンテンツについて、「すぽったま！」CMSを用いてWEBページを作成することにより納品すること。

「すぽったま！」に掲載するコンテンツ数は、最低15本とし、令和9年3月まで、月1本以上の頻度で掲載できるよう委託者に納品すること。

なお、本数について、例えば、あるチームの選手インタビュー記事を作成し、「すぽったま！」に掲載する場合、記事を前編・後編に分けた場合、それぞれを1本（合計2本）とカウントする。

### (3) 「すぽったま！」利用者数の増加に資する取組

「すぽったま！」利用者数の増加を目的とした取組を提案し、委託者と協議のうえ実施すること。

### (4) 運営体制・その他

#### ア 全体

本業務を実施するにあたり、委託者と綿密な連絡調整を行える組織体制を準備すること。

#### イ 定期会議

連絡調整及び企画を検討するための会議を少なくとも月2回実施すること（オンラインも可）。ただし、委託者が不要と判断した時には実施しない場合がある。定期会議の他、委託者と受託者で協議を行った場合は、受託者が議事録を作成し速やかに提出すること。

#### ウ スケジュール

契約後速やかに、全体スケジュールを提出すること。全体スケジュールは必要に応じて適宜修正を行うこと。

## 5 委託業務実施にあたっての留意事項

### (1) 業務上の情報の取扱い

#### ア 業務上知り得たもの

受託者は、業務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。事業終了後も同様とする。

#### イ 個人情報の取得・保護・管理等

① 本業務を通じて取り扱う個人情報については、個人情報の保護に関する法律

(平成15年法律第57号)に基づき、適正に取り扱うこと。

- ② 受託者は、本業務に関わる者に対して、必要な個人情報の保護に関する研修等を実施するなど認識を徹底すること。
- ③ 受託者は、本業務を履行する上で個人情報の漏えい等、安全確保の上で問題となる事案を把握した場合には、直ちに被害の拡大防止等のため必要な措置を講ずるとともに、事案が発生した旨、被害状況、復旧等の措置及び被害者への対応等について直ちに報告すること。

## (2) 成果物に関する権利の帰属

- ア 受託者は、本業務に係る記事、動画、写真等の成果物が第三者の所有権、著作権、肖像権等を侵害しないよう留意すること。
- イ 受託者は、成果物に第三者（本事業に参加するスポーツチームを除く）が権利を有する著作物（以下「既存著作物等」という。）が含まれる場合には、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続を行うこと。また、本仕様に基づく作業に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争の原因が専ら委託者の責めに帰す場合を除き、受託者の責任及び負担において一切を処理すること。
- ウ 本業務において作成した記事、動画、写真等の成果物の著作権（著作権法第21条から第28条に定める全ての権利を含む。）及び所有権は、委託者から受託者に対価が完済されたときに受託者から委託者に移転するものとする。ただし、受託者又は第三者が従来から権利を有している固有の知識、技術に関する権利等（以下「権利留保物」という。）については、受託者又は当該第三者に留保するものとし、この場合、委託者は権利留保物について当該権利を非独占的に使用できることとする。
- エ 受託者は、委託者に対し、一切の著作者人格権を行使しないものとし、また、第三者をして行使させないものとする。
- オ 成果物は、委託者が自由に二次利用（加工、SNSへの掲載等）できるものとする。
- カ 第三者への使用許諾は、埼玉県のスポーツ振興に資し、適当と認められる場合に限り、委託者が行うものとする。

## 6 成果物

- (1) 以下の成果物を納入すること。

- ア コンテンツの電子データ
- イ スポット情報・コンテンツの写真、画像
- ウ 業務完了報告書
- エ 議事録
- オ その他事業実施で使用了資料で保存しておくことが望ましいもの

(2) 電子ファイルの成果物はウイルスチェックを行い、安全であることを確認した上で、電子メールやファイル送信システム等により7の連絡先へ納品すること。その他の納品物については、実施計画書作成時に協議の上で決定する。

## 7 連絡先

埼玉県県民生活部スポーツ振興課

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1

電話：048-830-6959（直通）

E-mail：[a6940-03@pref.saitama.lg.jp](mailto:a6940-03@pref.saitama.lg.jp)